

令和2年4月8日

教職員の皆様へ

新型コロナウイルス感染症対応のためのガイドライン

学校法人 金井学園

理事長 金井 兼

昨日、緊急事態宣言が出されました。福井県は対象ではありませんでしたが、福井県知事は「緊急事態宣言直前である」とし、県民に強く外出自粛等の要請をしています。これを受け、本学園における対応を次のとおり示しますので、厳守いただきますようお願いいたします。

本ガイドラインは、「**新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための行動指針**」と「**感染症を疑わせる症状が現れたときの対応**」に分けて記してあります。金井学園の教職員としての心がけおよび対応をまとめましたので、このガイドラインに沿って行動いただくようお願いいたします。

なお、今後の状況によってガイドラインに変更が生じた場合には、本学ホームページやメール等にてお知らせいたします。

■新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための行動指針

1. 集団感染を防ぐために回避すべき3つの条件

日常の業務すべてにおいて、以下にあげる3つの条件が重なることを徹底的に回避する対策を講じることとします。

- ① 換気の悪い密室空間
- ② 多数が集まる密集場所
- ③ 間近で会話や発声をする密接場面

2. 感染予防対策について

- (1) 手指衛生（手指洗い、アルコール消毒）を徹底してください。
- (2) マスクの着用を励行してください。
- (3) 毎朝体温を測定して記録し、自らの健康状態の把握・管理に努めてください。また、十分な睡眠、バランスのとれた食事を心がけ、免疫力を高めるようにしてください。

(4) 不要不急の外出を避けてください。

- ① 家族以外の者との会食、歓迎会、送別会、懇親会等の催しは自粛してください。
- ② 映画館、ライブハウス等の不特定多数の集まる空間に行くことは避けてください。

3. 出張について

原則禁止します。現時点での期間は、福井県知事自粛要請期間である5月6日までとします。

4. 出勤について

原則として自宅待機とし、5月6日まで出勤を制限します。ただし、連絡先を所属長（学科長、所属課長、教頭、事務長）に届け、連絡があった際は必ず応答してください。

大学教員：原則として自宅待機

中高教員：7割以上減員とした勤務体制

職員：7割以上減員とした勤務体制

職員については5月6日までの勤務予定表を経営企画課に提出してください。

（課ごとに作成（様式自由）し、本日中に提出のこと。）

5. 非常勤講師および臨時職員の給与について

非常勤講師については、年間または半期の予定コマ数を定額により支給する方針です。

臨時職員の給与については、特別措置を検討しています。決定次第、ご案内します。

6. 業務について

授業再開もしくは遠隔授業開始に向けた準備を行ってください。自宅における業務については、所属長（学科長、所属課長、教頭、事務長）と十分相談のうえ行ってください。また情報漏えいの観点から書類やデータの持ち出しには十分注意してください。

7. 教職員の学内への入構について

学内への立ち入りは原則制限しませんが、入構においては、手指洗いの徹底、マスクの着用、換気の悪い密室空間、多数が集まる密集場所、間近で会話や発声をする密接場面を回避するなど、十分な感染予防対策を講じることを条件とします。（ただし、過去2週間以内に37.0度以上の熱がある場合は入構禁止）

8. 外来者の構内への立ち入りについて

原則、禁止とします。やむを得ない立ち入りにおいては、手洗衛生およびマスク着用の徹底、換気の悪い密室空間、多数が集まる密集場所、間近で会話や発声をする密接場面の回避等、十分な感染予防対策を講じることを条件とします。

9. 大学教員の外部機関からの委託業務等について

外部機関等からの委託業務については、感染拡大防止に最大限注意しながら、委託先の指示に従って行ってください。

10. 課外活動について

クラブ、サークル活動が感染拡大の原因とならないためにも、新型コロナウイルス感染の状況が沈静化するまで、クラブ、サークル活動は原則として自粛としますが、詳細は各学校において決定した方針に従ってください。

11. 海外への渡航について

原則禁止します。

12. 今後の対応について

新型コロナウイルス感染症を取り巻く状況は日々変化します。厚生労働省や関係自治体等の信頼できる Web サイトなどから信憑性の高い最新情報を入手するようにしてください。渡航歴や出身、住地域に偏見を持ったり、流言飛語に惑わされたりすることなく、適切な対応を心がけるようにしてください。

なお、状況は日々変化していますので、それに応じて本学の対応も変化します。本学ホームページ等を常にチェックして、最新の情報を収集するようにしてください。

■感染を疑わせる症状が出た際の対応マニュアル

ご自身と家族を含む周辺の方に発熱や感染を思わせる症状が生じた際は、以下に従って行動してください。

また、以下の連絡窓口にてメールにて報告してください。なお、メールでの連絡が難しい場合は、電話連絡も可とします。

〈連絡窓口〉

大学教員 庶務課 e-mail : shomu-u@fukui-ut.ac.jp、電話 : 0776-29-2620

中高校教職員 中高事務課 e-mail : syomu-h@fukui-ut-fukui-h.ed.jp、電話 : 0776-29-7881

本部・大学職員 経営企画課 e-mail : keieikikaku@fukui-ut.ac.jp、電話 : 0776-29-2821

1. 発熱等の症状が出た場合

発熱、咳、全身倦怠感等いずれかの症状がある、あるいは無症状であっても体温が 37.5℃以上ある場合、自宅待機してください。新型コロナウイルスに感染陰性の診断を受けた後、出勤可能となります。

連絡する際は、以下の事項について報告（以下「報告事項」という。）してください。

- ① 発症までの症状の経過に関する情報：いつ頃からどんな症状があったか？熱がいつからどの程度まで上昇したか含めた経過等
- ② 同居する家族に関する情報：同居家族の症状の状況等（新型コロナウイルス感染者の有無を含む）
- ③ 発症までの行動に関する情報（職場・会合等への出席状況）
- ④ 新型コロナウイルス感染者との接触に関する情報：感染者への接触歴の有無・国内外の旅行歴等

また、症状によって、以下の行動をとるようにしてください。

- ① 発熱を含め局所あるいは全身症状が強くない時は、自宅で安静待機し、不要・不急の外出は控えるようにしてください。
- ② 発熱を含め、局所あるいは全身症状が強い時は、インフルエンザ等の感染症含めた他疾患の可能性もありますので、症状等を近隣医療機関に電話で伝え、その指示に従って受診するなどしてください。
- ③ 発熱を含め、強い倦怠感や息苦しさ（呼吸困難）がある時は、最寄りの保健所もしくは帰国者・接触者相談センター（以下、「保健所等」という。）に電話で相談してください。以降、毎日2回（朝・夕）検温を行い、体温や症状等を記録するようにしてください。
- ④ 保健所等の電話相談口に連絡する際にも、上述の「報告事項」を伝えるようにしてください。

2. 本人が新型コロナウイルス感染症と診断された場合

ご自身が新型コロナウイルス感染症と診断された際には、医師が必要と認めた期間、出勤禁止とします。また、診断が確定に至らず経過観察を指示された場合も、同様に出勤しないでください。なお、連絡窓口にもメールあるいは電話で大至急連絡をしてください。その際に、上述の「報告事項」に加え、発症2週間以内の行動および学内での動線（出勤・勤務や休憩・トイレ等：消毒すべき箇所等を含む）も併せて報告してください。いずれの場合も医療機関の指示に従い、治療等に専念するようにしてください。治癒後、主治医の許可の下に出勤可能になった時には、事前に連絡窓口にも連絡してください。

3. 感染者の濃厚接触者として特定された場合

ご自身が感染者の濃厚接触者（※）として特定された際には、保健所が必要と認めた期間、出勤禁止とします。連絡窓口にもメールあるいは電話で連絡をしてください。その際、その対象者が福井県である場合は、新聞等に示される感染者番号をご連絡ください。

不要不急の外出は、避ける様にしてください。

※：「濃厚接触者」とは、「患者（確定例）が発病した日以降に接触した者」のうち、次の範囲に該当する者・「患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内・航空機内等を含む）があった者」・「手で触れることまたは対面で会話することが可能な距離（目安として2メートル）で必要な感染予防策なしで接触があった者（患者の症状やマスクの使用状況などから患者の感染性を総合的に判断する）」とします。また、「患者（確定例）」とは、「臨床症状などから新型コロナウイルス感染症が疑われ、かつ検査により新型コロナウイルス感染症と診断された者」とします。

4. 濃厚接触者となる可能性がある場合

濃厚接触者ではないと判断されるまで、自宅待機してください。

5. 感染症と診断された場合および濃厚接触者となった場合の学内規定

学校法人金井学園 就業規則 第51条をご参照ください。

（出勤の禁止）

第51条 職員が感染症（学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第18条に定める感染症をいう。以下同じ。）にかかった場合は直ちに届けるとともに、出勤を禁止することがある。

2 前項の届出の有無に関わらず、理事長は前項の疾病に該当すると医師が認定した場合、医師の必要と認めた期間、出勤を禁止するとともに必要な措置を講じなければならない。

3 職員の同居家族、若しくは同居人が感染症にかかり、又はその疑いがあるとき、直ちにその旨を所属長に届け出て、その指示を受けなければならない。この場合には消毒、予防注射などの施行、又は一定期間の出勤を禁止することがある。

4 ただし、やむを得ない理由によりあらかじめ届出ることができなかった場合には、出勤後、速やかに届出なければならない。

参考

- ・厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策の基本方針

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000599698.pdf>

- ・厚生労働省電話相談窓口（コールセンター）

電話番号 0120-565653 受付時間9 時00 分から21 時00 分

- ・福井県 新型コロナウイルス感染症について

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kenkou/kansensyo-yobousessyu/corona.html>

以上